

慶應義塾大学 2023 年度実施

大学院法務研究科法曹養成専攻（法科大学院）

法学未修者コース

法学既修者コース 一般選抜（6科目）

法学既修者コース 特別選抜（開放型）

入学試験要項（2024年4月入学者向け）



## 目次

1. 入学者選考のねらい
2. 試験の概要
  - 2-1. 入学者選考の流れ・日程
  - 2-2. 募集人員
3. 出願について
  - 3-1. 出願資格
  - 3-2. 出願資格認定申請（該当者のみ）
  - 3-3. 入学資格認定申請（該当者のみ）
  - 3-4. 出願登録（インターネット）
  - 3-5. 入学検定料支払
  - 3-6. 出願書類の郵送
  - 3-7. 出願にあたっての注意点
  - 3-8. 受験票の印刷
4. 選考・筆記試験
  - 4-1. 選考方法
  - 4-2. 筆記試験時間割・試験場
  - 4-3. 試験当日の注意
  - 4-4. 既修者認定
5. 合格発表
  - 5-1. 合格発表
  - 5-2. 補欠者について
6. 入学手続
  - 6-1. 第1次入学手続
  - 6-2. 第2次入学手続
  - 6-3. 法学未修者コース・法学既修者コースの双方の入試に合格した場合および法学既修者コース入試の複数の選抜に合格した場合の取扱い
  - 6-4. 入学辞退・在籍料などの返還
7. 入学に必要な費用・奨学制度など
  - 7-1. 入学に必要な費用
  - 7-2. 寄付金・学校債について
  - 7-3. 奨学制度

## 個人情報の取扱いについて

慶應義塾では個人情報の取扱いに際して「慶應義塾個人情報保護基本方針」および「慶應義塾個人情報保護規程」を遵守し、適正かつ安全に管理します。

出願および入学手続、ならびに入学後にお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報は、慶應義塾各部門におきまして、①入学試験実施（出願処理、試験実施、合格発表）、②入学手続、③学事（学生が関与する学術研究活動を含みます。）に関する管理、連絡および手続、④学生生活全般に関する管理、連絡および手続、⑤大学内の施設・設備利用に関する管理、連絡および手続、⑥寄付金、学校債、維持会および慶應カードの募集等に関する連絡、⑦本人および保証人宛に送付する各種書類の発送その他の連絡、⑧三田会（同窓会）に関する書類送付とこれらに付随する事項を行うために利用します。また、個人が特定できないように統計処理した個人情報のデータは、本学における入学者選抜のための調査・研究の資料として利用されます。

上記の業務は、その一部を慶應義塾より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」といいます。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部または一部を提供することがあります。

また、慶應義塾では三田会（同窓会）活動を支援する一環として、卒業後も三田会（同窓会）から要請があった場合は、所定の手続および審査の上で必要な範囲内において個人情報を提供することがあります。

その他、法律上開示すべき義務を負う場合や、学生本人または第三者の生命／身体／財産を保護するために必要であって本人の同意を得ることが困難な場合など、法令上の例外事由に該当する場合には、第三者に個人情報を開示することがあります。

慶應義塾は、以上の場合を除いて、同意なく、個人情報を第三者に開示いたしません。

各手続にお進みいただいた場合には、以上の点にご同意いただいたものと取り扱わせていただきます。予めご了承ください。

## 大規模自然災害（激甚災害）被災地の受験生に対する特別措置について

慶應義塾大学では、大規模自然災害（激甚災害）による被害が生じた場合、被害を受けた受験生の方々に対し、経済的な面で支援を図るため、被災の状況を考慮して、それに応じた特別な措置を講じることがあります。その際の手続の詳細および申請書等は、慶應義塾大学入学センターウェブサイト（学部入学案内ウェブサイト）に掲載しますので、ご覧のうえ手続をお取りください。

<https://www.keio.ac.jp/ja/admissions/>

お電話での問い合わせ先：03-5427-1566（入学センター）

## 安全保障輸出管理について

本学は、外国人留学生等への教育・研究内容が国際的な平和および安全の維持を妨げることが無いよう、「外国為替及び外国貿易法」等に基づく安全保障輸出管理（国外への貨物・技術の持ち出し・送付等、および国内での外国人等（外国人研究者・留学生等）への技術提供について、経済産業大臣の事前許可が必要かどうかの事前確認を含む）を行っています。それにより、＜希望する教育が受けられない場合や研究ができない＞場合があります。

※安全保障貿易管理の詳細については、以下の経済産業省のウェブサイトを参照してください。

《経済産業省ウェブサイト》<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

## 1. 入学者選考のねらい

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下、「本研究科」という。）は、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

【慶應義塾大学大学院法務研究科学則総則抜粋】

### ○アドミッションポリシー

法曹養成専攻では、国際性、学際性、先端性を備え、21世紀の社会を先導する法曹の育成を目指しており、入学者選考においても、志願者が将来そのような法曹として社会で活躍するために十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを、様々な資料から総合的に判断して選考を行なう。

選考では、志願者が、大学における学部を中心とした教育を通じて、専門的な学識、一般的な教養、外国語能力などを十分に修得してきているか否かを重視して判断するが、社会人としての経験を有する志願者については、その経験を通して、いかにして高度な専門知識を身につけ、豊かな人間性を培い、新たな法曹への意欲を育んできたかについても考慮する。

以上の趣旨から、法学未修者コース・法学既修者コースのいずれについても筆記試験（法学未修者コースは小論文試験、法学既修者コース（特別選抜（5年一貫型）を除く。）は法律科目試験）の他に、学部成績等の提出資料を評価対象に加えている。さらに、志願者報告書を通して、志願者が大学学部・大学院などにおいて、どのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、社会人として経験を有する者については、どのような経験を有し、何を身につけたか、またそれを通して法曹への意欲をどのように育んできたか、ということ判断することとしている。

※ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ls.keio.ac.jp/gaiyou/>

## 2. 試験の概要

### 2-1. 入学者選考の流れ・日程

	法学未修者コース	法学既修者コース 一般選抜（6科目） 特別選抜（開放型）
出願資格認定申請（該当者のみ）	2023年6月12日（月）～6月16日（金）（締切日消印有効）	
出願登録（インターネット）	2023年6月30日（金）10:00～7月11日（火）23:59	
入学検定料支払	2023年6月30日（金）10:00～7月11日（火）23:59	
出願書類の郵送	2023年6月30日（金）～7月11日（火）（締切日消印有効）	
受験票PDFの印刷	2023年8月7日（月）10:00～	
試験日	2023年9月3日（日）	2023年9月2日（土）
合格発表	2023年9月12日（火）10:00	
第1次入学手続	2023年9月12日（火）10:00～9月26日（火）23:59	
第2次入学手続	2023年11月27日（月）10:00～12月8日（金）23:59	
法学既修者コース 特別選抜（開放型） 既修者認定試験	—	2024年3月上旬
入学時期	2024年4月	

※「出願登録（インターネット）」、「入学検定料支払」、「出願書類の郵送」を行うことにより出願は完了します。手続には時間がかかることが予想されますので、出願は余裕をもって行ってください。

※「出願登録（インターネット）」には、証明写真（顔写真）データのアップロードを含みます。

※身体の機能の障がいや疾病等により、受験・就学に際して特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、2023年6月16日までに学生部法科大学院入試係までご連絡ください。連絡先については、本入学試験要項最終ページをご覧ください。

## 2-2. 募集人員

課程	専攻	修業年限	募集人員		
専門職 学位 課程	法曹 養成 専攻	3年	法学未修者コース		約50名
		2年	法学既修者 コース	・特別選抜（5年一貫型） 注①	約45名 （地方枠4名を含む）
				・特別選抜（開放型）	約45名
				・一般選抜（6科目）	約80名
					220名

注① 法学既修者コースの特別選抜（5年一貫型）（地方枠を含む）については、法学既修者コース特別選抜（5年一貫型）の入学試験要項をご確認ください。

※法学既修者コースの特別選抜（5年一貫型）（地方枠を含む）への出願資格を有する者は、同コースの一般選抜（6科目）および特別選抜（開放型）ならびに法学未修者コースの各入試にも出願（併願）することができます。

法学既修者コースの特別選抜（開放型）への出願資格を有する者は、同コースの一般選抜（6科目）および法学未修者コースの各入試にも併願することができます。

法学既修者コースの一般選抜（6科目）、法学未修者コースの各入試には、大学の出身学部を問わずに出願することができます。両入試を併願することもできます。

なお、併願をしたことは、合否判定上の取扱いに有利にも不利にも影響しません。

## 3. 出願について

### 3-1. 出願資格

出願資格は、出願するコース、選抜ごとに異なります。該当する項目を確認してください。

#### (1) 法学未修者コースおよび法学既修者コース一般選抜（6科目）

出願資格を有する者は以下のとおりです。

第1号 大学を卒業した者または2024年3月31日までに卒業する見込みの者（早期卒業者、早期卒業見込者含む。）

注③

第2号 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者または2024年3月31日までに授与される見込みの者 注④

第3号 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者または2024年3月31日までに修了する見込みの者 注④

第4号 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者または2024年3月31日までに修了する見込みの者 注④

第5号 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者または2024年3月31日までに修了する見込みの者 注④

第6号 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または2024年3月31日までに

- 修了する見込みの者 注④
- 第 7 号 文部科学大臣の指定した者
- 第 8 号 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者 注②
- 第 9 号 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者であって、入学までに 22 歳に達する者 注②
- 第 10 号 大学に 3 年以上在学し、当該大学で履修した単位のうち、本研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと本研究科が認める者（いわゆる「飛び級」） 注①
- 第 11 号 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者 注②
- 第 12 号 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、当該大学で履修した単位のうち、本研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと本研究科が認めた者 注②
- 第 13 号 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、当該大学で履修した単位のうち、本研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと本研究科が認めた者 注②

注① 第 10 号による志願者については、次の条件をすべて満たす場合に限り、出願資格を認めます。

① 2024 年 3 月 31 日において、大学在学期間が 3 年間に達すること。

② 2024 年 3 月 31 日において、大学に入学以来 90 単位以上修得見込みであること。

③ 2022 年度までに修得した単位の 60%以上が、在学する大学の学業成績における最優秀またはそれに準ずる評語（100 点満点で 80 点以上に相当）であること。

なお、休学した期間および留年となった期間は、在学期間に含めないものとします。ただし、休学した期間中に留学するなどしてさらに別の大学に在学し、本研究科の認める単位を修得している場合には、本研究科が個別にこれを在学期間として認めることがあります。

出願前の資格審査は行いません。出願する前に、以下の本研究科ウェブサイトより、出願資格確認表をダウンロードのうえ、必要な情報を記入して、上記①、②、③の条件を満たし、または満たす見込みであることを各自確認してください。

慶應義塾大学大学院法務研究科 <https://www.ls.keio.ac.jp/>

上記①または③の条件を満たさない者は、不合格とします。

また、入学者選考に合格した後に、2024 年 3 月 31 日までに、上記①または②に定める条件を満たすことができないことが確定した場合、入学許可を取り消すこととします。

注② 第 8 号、第 9 号、第 11 号、第 12 号または第 13 号による志願者については、出願前の資格審査を行います（後記「3-2. 出願資格認定申請」参照）。

注③ 第 1 号による志願者のうち、卒業見込者（早期卒業見込者を含む。）が入学者選考に合格した後に、2024 年 3 月 31 日までに卒業することができないことが確定した場合、入学許可を取り消すこととします。

ただし、早期卒業見込者についてはこの場合においても、第 10 号に該当する者については、「飛び級」による入学を認めることがあります（申請〔後記「3-3. 入学資格認定申請」参照〕により「飛び級」による入学資格が認定されれば、入学許可は取り消されません）。

注④ 第2号, 第3号, 第4号, 第5号または第6号による志願者のうち, 「見込み」による志願者については, 入学者選考に合格した後に, 2024年3月31日までに卒業・修了等ができないことが確定した場合, 入学許可を取り消すこととします。

## (2) 法学既修者コース特別選抜 (開放型)

出願資格を有する者は以下のとおりです。

法曹コースを置く大学学部<sup>イ</sup>に在籍する者であって, 次の条件をすべて満たすもの

イ 大学を2024年3月31日までに早期卒業する見込みであること。 注①

ロ 法曹コースを2024年3月31日までに修了する見込みであること。 注②

注① 早期卒業の基準等については, 志願者の在籍する大学学部を確認してください。早期卒業見込者が対象のため、**出願時に大学学部4年次に在籍する者は出願資格はありません。**

入学者選考に合格した後に, 2024年3月31日までに早期卒業することができないことが確定した場合, 入学許可を取り消すこととします。

ただし, この場合においても, 上記(1)第10号に該当する者については, 「飛び級」による入学を認めることがあります(申請〔後記「3-3. 入学資格認定申請」参照〕により「飛び級」による入学資格が認定されれば, 入学許可は取り消されません)。

注② 入学者選考に合格した後に, 2024年3月31日までに法曹コースを修了することができないことが確定した場合, 入学許可を取り消すこととします。

## 3-2. 出願資格認定申請 (該当者のみ)

上記「3-1. 出願資格」 「(1) 法学未修者コースおよび既修者コース一般選抜 (6科目)」の出願資格第8号, 第9号, 第11号, 第12号または第13号の認定を希望する者は, 出願手続を行う前に出願資格の審査が必要です。※

学生部法科大学院入試係へ所定の書類を提出してください。市販の封筒(角型2号サイズ)に書類全てを封入し, 「出願資格認定申請書類在中」と記載したうえで, 後記<郵送先>に「簡易書留」で郵送してください。

出願資格審査に費用はかかりません。

審査結果は出願登録期間の開始前に本人に通知します。

※第10号による志願者については, 出願前の資格審査は行いません。ウェブサイトにある出願資格確認表(飛び級による志願者本人確認用)にて確認してください。

### <出願資格認定申請受付期間>

2023年6月12日(月)~6月16日(金) 締切日消印有効

### <提出書類>※

①出願資格認定申請書

②出願資格認定申請書用履歴書

・以下のウェブサイトより, ①および②の各書類について所定用紙をダウンロードしたうえで作成してください。

<https://www.ls.keio.ac.jp/nyushi/application.html>

③最終学歴を証明する書類

・卒業証明書, 在学証明書などを指します。出願資格の認定を受けた場合, 出願時に再度提出する必要はありません。ただし, 併願する場合は, 出願ごとに書類を提出してください。

④出願資格認定申請理由書および当該出願資格に該当すると考える理由を裏付ける資料

・出願資格認定申請理由書（所定用紙はありません。）にはA4用紙を使用し、「認定を希望する出願資格を定める号の番号」を明示したうえで、「当該出願資格に該当すると考える理由」を記載してください。

・「当該出願資格に該当すると考える理由」を裏付ける資料には、各教育機関の修了または成績証明書等、指導教員等による推薦書、申請者の著書・論文その他の研究業績、表彰状等が含まれます。資料が複数ある場合は、目次を付してください。

※提出された書類や資料は返還しません。

#### <郵送先>

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学学生部法科大学院入試係 宛

### 3-3. 入学資格認定申請（該当者のみ）

卒業することができないことが確定した合格者が、「飛び級」による入学資格の認定を希望するときは、速やかに学生部法科大学院入試係までご連絡ください。入学資格認定申請についてご案内します。

### 3-4. 出願登録（インターネット）

所定の出願登録（インターネット）期間内に以下のサイトにアクセスのうえ、出願手続きを行ってください。

<https://www.guide.52school.com/guidance/net-keio-g/>

●出願登録（インターネット）後は、受験生本人が登録の内容を変更することはできません。登録を完了する前に必ず内容を確認してください。万が一、入学検定料を納入した後に誤った情報を登録してしまった場合は、再登録をせず、学生部法科大学院入試係までご連絡ください。

●法学未修者コースと法学既修者コースを併願する場合は、それぞれに出願登録（インターネット）が必要になります。

●出願登録（インターネット）には、証明写真（顔写真）データのアップロードを含みます。

### 3-5. 入学検定料支払

<入学検定料> 35,000円（サービス利用料が別途かかります。）

●法学未修者コース・法学既修者コースを併願する場合、それぞれ35,000円となります。

●クレジットカード支払いは海外在住の出願者のみ利用可能です。「検定料支払い方法のご案内」を、出願登録（インターネット）画面で閲覧することができます。

#### <入学検定料の返還>

一度納入した入学検定料は、次のaまたはbの場合を除き、いかなる理由があっても返還しません。

a. 入学検定料を納入したが、出願しなかった場合（出願書類を送付しなかった、出願が受理されなかった等）

b. 入学検定料を誤って二重に納入した場合

上記aまたはbにあてはまる場合、下記の期間内に学生部法科大学院入試係までご連絡ください。コンビニエンスストア店頭での返還は一切できません。

●入学検定料返還請求受付期間 各出願期間最終日より1週間以内

●提出書類および入力内容に不備・誤りがある場合は出願を受理しませんので、十分に注意してください。

●支払手数料は返還の対象になりませんので、予めご了承ください。



### 3-6. 出願書類の郵送

市販の封筒（角型2号サイズ）に出願書類全てを封入し、所定の『宛名ラベル』を封筒の宛名面に貼付したうえで、「速達・簡易書留」で郵送してください。『宛名ラベル』は、「出願登録（インターネット）」「入学検定料支払」が済んだ後、『申込確認』の画面にログインし、A4用紙（白色）に印刷してください。

書類名	必須：◎ 任意：○
①出願書類チェックリスト（所定用紙）	◎
②慶應義塾大学大学院 入学志願者調書（所定用紙）	◎
③大学卒業（見込）証明書	◎
④成績証明書（学部）	◎
⑤法曹コース修了見込証明書（該当者のみ）	◎
⑥志願者報告書（所定用紙）	◎
⑦特に評価する外国語試験のスコア	◎ (特色ある人材 (a) (本入学試験要項 12 ページ参照) 該当者のみ必須)
⑧その他資料	○

- 提出が必須とされている書類がすべてそろわないと出願を受理しません。
- 提出された書類や資料は返還しません。
- 法学未修者コースと法学既修者コースを併願する場合は、それぞれに書類を提出してください（コピー不可）。併願するにあたっては、出願するコースごとに書類を用意し封筒に封入したうえで、別々に郵送してください。
- 各種証明書の氏名が出願時の氏名と異なる場合は、戸籍抄本を提出してください。

#### ①出願書類チェックリスト（所定用紙）

- ウェブサイトより所定用紙をダウンロードしてください。A4用紙に印刷してください。提出する書類がそろっていることを確認したうえで、チェック欄に☑を入れ、出願書類と同封してください。

#### ②慶應義塾大学大学院 入学志願者調書（所定用紙）

- 出願登録（インターネット）の「申込確認」にログイン後、「申込一覧」画面から「入学志願者調書」をダウンロードしてください。A4用紙の片面に印刷してください。
- 出力された情報以外は何も記入しないでください。
- 左上をホチキス止めして提出してください。
- 入学志願者調書に表示される整理番号は受験票の受験番号と異なる場合があります。受験番号は後日印刷が可能となる受験票にて確認してください。

#### ③大学卒業（見込）証明書

- 出身大学の卒業（見込）証明書を提出してください。
- 成績証明書で卒業（見込）年月日がわかる場合は、成績証明書のみ提出で構いません。

●上記「3-1.出願資格」「(1)法学未修者コースおよび既修者コース一般選抜(6科目)」の出願資格第2号による志願者(大学改革支援・学位授与機構より学士号学位を授与された者および2024年3月31日までに授与される見込みの者)は、学位授与証明書(学位授与申請受理証明書)を提出してください。

●証明書を厳封する必要はありません。

●原則として日本語(外国の大学の証明書は英語)のものを提出してください。

●日本語または英語以外の言葉で書かれている場合は和訳または英訳し、その翻訳内容が原本と相違ないことについて、出身大学等の所在する国の大使館や公証処で証明を受け、その証明と併せて提出してください。

●大学院を修了した者および大学院を修了見込みの者は、大学院修了(見込)証明書も併せて提出することができます。その場合は、出願書類「⑧その他の資料」として提出してください。

●海外の大学を含め、複数の大学学部を卒業している場合、その分の卒業証明書についても併せて提出することができます。その場合は、出願書類「⑧その他の資料」として提出してください。

●法学未修者コースおよび法学既修者コース一般選抜(6科目)の出願資格第10号(飛び級)により出願する場合、大学卒業(見込)証明書の代わりに、在学証明書を提出してください。

#### ④成績証明書(学部)

●出身大学の学部成績証明書を提出してください。

●取得済みの成績が全て記載された成績証明書を提出してください(卒業見込者は入学から前学期〔発行できない場合は前学年〕までの成績が記載された成績証明書を提出してください)。

●海外の大学を含め、出身大学が複数ある場合は、出身大学すべての成績証明書を併せて提出してください。

●成績証明書は、大学の学士課程在学期間中に単位取得した全授業科目の成績が記載されているものを提出してください。前期課程(教養学部)と後期課程(専門学部)に分かれている場合、両方の成績証明書が必要となります。

●編入学、学士入学の場合は、編入学、学士入学以前の成績証明書も必要です。

●上記「3-1.出願資格」「(1)法学未修者コースおよび既修者コース一般選抜(6科目)」の出願資格第2号による志願者(大学改革支援・学位授与機構より学士号学位を授与された者および2024年3月31日までに授与される見込みの者)は、学位申請に関わる全ての成績証明書を提出してください。

●証明書を厳封する必要はありません。

●原則として日本語(外国の大学の証明書は英語)のものを提出してください。

●日本語または英語以外の言葉で書かれている場合は和訳または英訳し、その翻訳内容が原本と相違ないことについて、出身大学等の所在する国の大使館や公証処で証明を受け、その証明と併せて提出してください。

●大学院の成績証明書も併せて提出することができます。その場合は、出願書類「⑧その他の資料」として提出してください。

#### ⑤法曹コース修了見込証明書(該当者のみ)

●法学既修者コース特別選抜(開放型)の志願者は、出身大学の法曹コース修了見込証明書を提出してください。

●証明書を厳封する必要はありません。

#### ⑥志願者報告書(所定用紙)

●ウェブサイトより所定用紙(7枚)をダウンロードしてください。A4用紙で片面に印刷してください。

●志願者が優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているか否かを総合的に判断するための資料です。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験

を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視して判断するために用います。

●多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から特色ある人材を特に評価します。所定用紙の2ページを確認し、次のような特色ある人材に該当する場合は口に☑を付けてください。

- (a) 優れた外国語能力を有し、将来、グローバルに活躍する法曹を目指している者
- (b) 理科系の学部・大学院を卒業・修了し（見込者も含む。）、将来、その知識を活かして、学際的・先端的な法分野で活躍する法曹を目指している者
- (c) 成績優秀者として学部を早期卒業する見込みまたは「飛び級」の見込みであって、当該学部において、特定の外国語や国際的な教養、人文科学・社会科学の特定の分野について、インテンシブな教育を受け、特筆すべき素養を有する者
- (d) 特定の分野で豊富な社会人経験を有し、将来、その経験を活かして、特定の法律分野に秀でたスペシャリストとしての法曹を目指す者

●記入は日本語に限ります。黒もしくは青インクのペンまたはボールペンを使用し、自筆で枠内に読みやすい文字で丁寧に記入してください。

●記入を誤った場合は二本線で消し、できるだけ枠内にわかりやすく再記入してください。

●修正液の使用は極力避けてください。

●文書作成ソフトを使用する場合は、10ポイント以上で、枠をはみ出さないように作成してください。枠内に、別に記入した紙片を貼付することも可能です。

●文書作成ソフトを使用する場合にも誓約欄には必ず自筆で記入してください。

●本報告書は（記入していないページも含め）7ページすべてを、左上をホチキス止めして提出してください。

●※印の欄には、何も記入しないでください。

#### ⑦特に評価する外国語試験のスコア

出願書類「⑥志願者報告書」2ページの、「(a) 優れた外国語能力を有し、将来、グローバルに活躍する法曹を目指している者」としての評価を希望する志願者は、所定欄に「志願者報告書において、特に評価する外国語試験のスコア」として提出する旨を明記のうえ、後記<特に評価する外国語試験のスコア一覧表>のいずれかのスコアを証明する書面を提出してください。提出に際しては、以下の点にご注意ください。

●特に評価する外国語試験のスコアとして提出するものは、1種類に限ります。後記一覧表のスコアを複数有する場合には、1種類を選択してください。なお、選択しなかったスコアを「⑧その他資料」として提出することは可能です。

●英語については、2021年9月1日以降に受験した試験のスコアを有効とします。

●英語以外の言語については、2020年9月1日以降に受験した試験のスコアを有効とします。

●試験や検定の結果通知ではなく、必ず合格または成績証明書等（原本の提出が難しい場合はコピーでも可）を提出してください。ただし、TOEFLのスコアとしては、受験者本人に送付される受験者用スコア（Test Taker Score ReportまたはExaminee Score Report）1通を提出してください（公式スコア〔Official Score Report〕を提出する必要はありません）。なお、TOEFL-ITP（団体向けプログラム）およびTOEIC団体特別受験制度（IP）によるスコアを提出することは認めません。TOEFL（iBT）のスコアとしてSpecial Home Editionのスコアを提出することは認めますが、MY Best scoresのスコアやパソコン画面上で確認した成績をプリントアウトしたものを提出することは認めません。

●特に評価する外国語試験のスコアを証明する書面は、出願書類「⑥志願者報告書」の7ページの後ろにホチキスで止めてください。厳封されたものである必要はありません。

●「⑦特に評価する外国語試験のスコア」としては認められないもの（スコア取得日、点数等が条件を満たしていないもの）については、「⑧その他資料」として提出することは可能です。

<特に評価する外国語試験のスコア一覧表>

言語	試験の種類	点数・級
英語	TOEFL (iBT)	100 以上
	TOEIC Listening & Reading	900 以上
ドイツ語	ゲーテドイツ語検定試験 (ゲーテ・インスティトゥート)	C1 以上
	ドイツ語技能検定試験 (公益財団法人ドイツ語学文学振興会)	1 級
	TestDaF (テストダフ・インスティトゥート)	全項目で TDN4
フランス語	DELF/DALF (日本フランス語試験管理センター)	DALF C1 以上
	実用フランス語技能検定試験 (公益財団法人フランス語教育振興協会)	1 級
	TCF (フランス国民教育省認定フランス語能力テスト) (日本フランス語試験管理センター)	レベル 5 以上
中国語	中国漢語水平考試 (HSK) (中国国家 HSK 委員会)	6 級
	中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	1 級
	中国語コミュニケーション能力検定 (TECC) (中国語コミュニケーション協会)	900 以上
スペイン語	DELE (セルバンテス文化センター)	C1 以上
	スペイン語技能検定 (公益財団法人日本スペイン協会)	1 級
ロシア語	ロシア語検定試験 (ロシア語検定試験実行委員会)	第 2 レベル以上
	ロシア語能力検定試験 (ロシア語能力検定委員会)	1 級
韓国語・朝鮮語	韓国語能力試験 (公益財団法人韓国教育財団)	6 級
	「ハングル」能力検定試験 (特定非営利活動法人ハングル能力検定協会)	1 級
イタリア語	実用イタリア語検定 (イタリア語検定協会)	1 級

⑧その他資料

- 上記①～⑦の出願書類のほかに、志願者報告書の記載内容を裏付ける資料（専門的資格を証明する書面や学術上の著作・論文等）を提出することができます。提出できる資料には特段の制約を設けていませんが、本入学試験の趣旨を理解したうえで、志願者自身の判断により選択してください。
- 提出資料は、可能な限り A4 サイズに統一してください。また、他の出願書類と混じらないように、必ず目次を付したうえで、ホチキスで止めるなどして一つにまとめてください。
- 「⑧その他の資料」として外国語試験のスコアを提出する場合、言語・試験の種類および点数・級に制約はなく、「特に評価する外国語試験のスコア」としては認められないものも提出することができます。「特に評価する外国語試験のスコア」として認められるスコアを複数有する者が、「特に評価する外国語試験のスコア」としては提出しなかったスコアを提出することも可能です。
- 試験や検定の結果通知ではなく、必ず合格または成績証明書等（原本の提出が難しい場合はコピーでも可）を提出してください。厳封されたものである必要はありません。

3-7. 出願にあたっての注意点

- 日本国内投函に限り、締切日消印有効です。日本国外から発送する場合は、国際スピード郵便（EMS）等追跡のできるサービスにて締切日必着となるよう送付してください。

- 出願後の、法学未修者コース・法学既修者コースの間における出願先の変更、法学既修者コースの一般選抜（6科目）・特別選抜（開放型）の間における出願先の変更は認めません。
- 出願書類に不備があった場合、出願は受理しません。
- 定められた期限を過ぎた出願は受理しません。
- 記載事項が事実と異なる場合、その他不正が発覚した場合は、受験および入学の資格が取り消されることがあります。
- 出願後の、書類や資料の差し替え、外国語能力証明書の取り替えはできません。
- 法学未修者コースと法学既修者コースを併願する場合、「出願登録（インターネット）」「入学検定料支払」「出願書類の郵送」をそれぞれに行ってください。出願するコースごとに書類を用意し（コピー不可）、封筒に封入したうえで、別々に郵送してください。
- 本学に出願書類が届いたかどうかについてのお問い合わせには応じません。
- 入学試験要項の案内に変更等がある場合は本研究科ウェブサイト以案内しますので必ず確認してください。

慶應義塾大学大学院法務研究科 <https://www.ls.keio.ac.jp/>

### 3-8. 受験票の印刷

出願登録（インターネット）により登録された内容と、本学に届いた出願書類の内容の確認が行われ、出願が受理されると、その旨を、ウェブ出願時に登録されたメールアドレスに通知します。これ以降受験票 PDF を印刷することが可能となりますので、各自、受験票 PDF を A4 用紙（白色）に縦向きで印刷してください。受験票を本学から送付することはありません。

受験票を印刷したら、氏名、受験研究科その他記載内容が出願した内容と相違ないか確認してください。万一記載に誤りがある場合には、学生部法科大学院入試係に連絡してください。

試験当日には、受験票を必ず持参してください（折り線部分で折ってください）。

なお、受験票に印字される受験番号は入学志願者調書に表示される整理番号とは異なる場合があります。受験票 PDF の印刷が可能となって以降は受験票の受験番号を使用しますので、必ず自分の受験番号を確認してください。

## 4. 選考・筆記試験

### 4-1. 選考方法

#### <法学未修者コース>

志願者全員に対し、筆記試験（小論文試験）を行います。筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。

評価項目（比重）	内容・評価基準
①小論文試験（60%）	課題文を読み解く力、自然・社会・文化・人間等に関する問題意識の鋭さ・深さ、着眼点の良さ、論理の明快さ、論旨の説得力、文章の構成力・表現力、語彙の豊かさ、見解の独自性などを総合的に評価し、法科大学院における学修に必要な基礎的能力を測ります。
②提出書類（志願者報告書、学部成績など）（40%）	志願者報告書を中心に、学部成績や「その他の資料」も加味して、志願者が法科大学院における学修に必要な基礎的能力を備えているか、将来優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。

	<p>なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、特色のある人材を特に高く評価します。志願者報告書の所定用紙 2 ページに記載された(a)から(d)の人材に自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください。</p>
--	---

#### <法学既修者コース 一般選抜(6科目)>

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験:憲法,民法,刑法,商法,民事訴訟法,刑事訴訟法)を行います。筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。論述式試験において、その成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない科目が1科目でもある者は不合格とします。

本選抜への合格をもって、筆記試験を受けた全科目について、既修者として認定します。

評価項目(比重)	内容・評価基準
①論述式試験(80%)	<p>憲法・民法・刑法については、問い(事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述させる形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題します。</p> <p>商法・民事訴訟法・刑事訴訟法については、問い(比較的簡潔な事例を用いた問題など)に対してその解答を文章で論述させる形式で、各科目の想定解答時間を40分として出題します。商法の出題範囲は、商法総則、商行為法(保険・海商法を除く。)、会社法、手形法・小切手法とします。</p> <p>解答にあたり、全科目について、本研究科が用意する六法の使用を認めます。</p> <p>法学既修者として要求される基礎的な知識、理解および法的な思考能力を十分に身につけているかを評価します。</p> <p>各科目の配点比率は、憲法・民法・刑法各3:商法・民事訴訟法・刑事訴訟法各2とします。</p>
②提出書類(志願者報告書,学部成績など) (20%)	<p>志願者報告書を中心に、学部成績や「その他の資料」も加味して、志願者が法科大学院における学修に必要な基礎的能力を備えているか、将来優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。</p> <p>なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、特色のある人材を特に高く評価します。志願者報告書の所定用紙2ページに記載された(a)から(d)の人材に自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください。</p>

#### <法学既修者コース 特別選抜(開放型)>

志願者全員に対し、筆記試験(論述式試験:憲法,民法,刑法)を、一般選抜(6科目)と同一の問題を用いて行います。筆記試験の結果および出願時の提出書類に基づいて、下記の方法で選考を行います。論述式試験において、その成績が法学既修者として要求される最低限の水準に達しない科目が1科目でもある者は不合格とします。

上記各選抜への合格をもって、筆記試験を受けた3科目について、既修者として認定します。商法,民事訴訟法,刑事訴訟法については、学部3年次終了の段階で筆記試験を実施し、その結果により既修者認定を行います。当該試験で所定的水準に達していない科目については、既修者として認定されず、入学後、対応する法科大学院1年次科目をすべて履修するものとします。

評価項目（比重）	内容・評価基準
①論述式試験（80%）	<p>憲法・民法・刑法について、問い（事例を用いた問題など）に対してその解答を文章で論述させる形式で、各科目の想定解答時間を50分として出題します。</p> <p>解答にあたり、全科目について、本研究科が用意する六法の使用を認めます。</p> <p>上記の3科目について、法学既修者として要求される基礎的な知識、理解および法的な思考能力を十分に身につけているかを評価します。</p> <p>各科目の配点比率は、同一とします。</p>
②提出書類（志願者報告書、学部成績など）（20%）	<p>志願者報告書を中心に、学部成績や「その他の資料」も加味して、志願者が法科大学院における学修に必要な基礎的能力を備えているか、将来優れた法曹として社会で活躍するための十分な資質、潜在能力、意欲を備えているかを評価します。特に、大学等においてどのような問題意識に基づいて学習・研究を行ってきたか、さらに社会人としての経験を有する者についてはどのような経験をし、何を身につけ、それを通して法曹への意欲をどのように育んできたかを重視します。</p> <p>なお、多様なバックグラウンドを持った法曹の養成を促進するという見地から、特色のある人材を特に高く評価します。志願者報告書の所定用紙2ページに記載された(a)から(d)の人材に自らが該当すると考える場合には、その根拠を志願者報告書に記載してください。</p>

## 4-2. 筆記試験時間割・試験場

### <法学未修者コース>

試験日：2023年9月3日（日）

集合時間：9:30（試験場入場：8:30～）

試験会場：慶應義塾大学三田キャンパス（本入学試験要項最終ページの案内図を参照してください）

筆記試験時間割 ※各時限予鈴時間までに着席していただきます（後記「4-3. 試験当日の注意」も参照してください）。

時限	試験科目	予鈴時間	試験時間
1時限	小論文試験	9:30	10:00～12:30（150分）

### <法学既修者コース 一般選抜（6科目）・特別選抜（開放型）>

試験日：2023年9月2日（土）

集合時間：9:30（試験場入場：8:30～）

試験会場：慶應義塾大学三田キャンパス（本入学試験要項最終ページの案内図を参照してください）

筆記試験時間割 ※各時限予鈴時間までに着席していただきます（後記「4-3. 試験当日の注意」も参照してください）。

時限	試験科目	予鈴時間	試験時間
1時限	論述式試験 一般選抜（6科目）・特別選抜（開放型）共通 憲法・民法・刑法	9:30	10:00～12:30 （150分）
2時限	論述式試験 一般選抜（6科目） 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法	13:40	14:10～16:10 （120分）

●1時限と2時限の間の休憩時間（12:40～13:40）にはキャンパスの外に出ることができます（休憩時間にも、必ず受験票を携帯してください）。

●法学既修者コースの一般選抜（6科目）の志願者以外のものは、1時限の試験終了後、解散となります。

### 4-3. 試験当日の注意

試験場内においては、試験監督者、係員の指示に従ってください。

#### 1. 受験票について

- ① 試験当日は受験票を必ず持参し、常時携帯してください。(受験票を本学から送付することはありません。)
- ② 試験当日、受験票を忘れたり、紛失したりした場合は、試験場(試験を実施する校舎(建物))の入口で案内係に申し出てください。

#### 2. 試験場(試験を実施する校舎(建物))について

- ① 受験票で指定された試験場以外では受験できません。
- ② 試験場には早めに到着するよう心がけてください。8:30より入室可能です。
- ③ 試験教室に入室したら、受験番号と同じ番号の席につき、受験票を机の通路側に置いてください。
- ④ 必要のないものは、かばんなどに入れて机の下に置いてください。

#### 3. 個人的事由による遅刻の扱い

個人的事由による遅刻の場合、試験場の入口において、各時限の試験開始時刻を過ぎてしていると判断されたときは、受験することができません。なお、1時限でも欠席した場合は不合格となります。また、欠席した時限より後に実施される試験は受けることができません。

#### 4. 公共交通機関(バス、タクシーを除く。)の乱れ・遅れによる遅刻の扱い

試験会場周辺の公共交通機関に大幅な乱れ・遅れが生じ、試験当日、多くの受験生に影響があると本学が判断した場合、試験実施に支障をきたさない範囲で全体の試験開始時刻を繰り下げることがあります。ただし、このことに伴う受験生の個人的損害について本学は責任を負いません。

#### 5. 受験上の注意事項

- ① 試験時間中、受験票のほかに机の上に置けるものは、鉛筆(黒)、黒インクのボールペン・万年筆、問題検討のためのラインマーカー・色ペン・色鉛筆及びシャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類を除く。)、時計(通信機能があるもの・辞書や電卓等の機能があるもの・秒針音のするもの・大型のものを除く。)、眼鏡、本研究科が用意する六法(法学既修者コースのみ)です。これ以外の所持品を置いてはいけません。
- ② 解答用紙には、所定の欄以外、表裏とも何も書いてはいけません。下書きのためにも使用することはできません。解答用紙は再交付しません。
- ③ 解答は黒インクのボールペンまたは万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消すところがないものに限る。)を使用してください。
- ④ 法学既修者コースの論述式試験においては、本研究科より六法を配付します。志願者自身が六法を持ち込むことはできません。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォン・PHS・タブレット端末やウェアラブル端末(腕時計型等)等の通信機器を身につけてはいけません。電源を切ってかばん等に入れてください。あらかじめ電源を切ることができることを確認しておいてください。電源を切ることができない通信機器を試験場に持ち込むことはできません。また、アラーム機能等により鳴動する可能性がある通信機器は、鳴動しないように設定したうえで電源を切ってください。試験中にこれらの通信機器や時計等の音・振動等が発生し、発生源のかばん等が特定できた場合、持ち主の同意なく、そのかばん等を試験監督者が試験場外に持ち出すことがあります。なお、これらの通信機器を時計として使用することはできません。試験場に時計はありませんので各自持参してください。
- ⑥ ハンカチ、ティッシュペーパー、座布団、ひざ掛け、点眼薬、点鼻薬等を使用したい場合は、試験監督者の指示を受けたいで使用するすることができます。
- ⑦ 「耳せん」は、監督者の指示等が聞き取れないことがありますので使用することができません。



⑧受験する教室（試験教室）は、受験番号によって割り当てられます。施設、建物、階数などによって、教室の大きさや室温等の環境が異なるほか、机、椅子、空調、遮光設備、音響設備等も試験教室により異なりますが、これらの相違を理由とする特別な措置は行いません。

⑨生活騒音（航空機、自動車、風雨、空調音、動物の鳴声、周囲の受験生の咳・くしゃみ・鼻をすする音、携帯電話・携帯音楽プレーヤーの鳴動等）が発生した場合においても、原則として、特別な措置は行いません。

⑩試験場において、他の受験者に迷惑となるような行為を行ってはけません。

⑪試験時間中は退室を認めません。ただし、発病、用便等やむを得ない場合には、手を挙げて監督者に知らせ、その指示に従ってください。

⑫以下に例示した行為をすると、不正行為となることがあります。不正行為の疑いがある場合には、試験監督者が注意または事情を聴取することがあります。その際に要した時間について試験時間を延長することはできません。不正行為と認められた場合、それ以降の受験はできなくなります。また、当該年度に実施される大学院法務研究科および本大学のすべての入学試験の結果を無効とします。また、入学検定料は返還されません。

- ・カンニング（カンニングペーパー、参考書、他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わること等）をすること。
- ・使用を認められていない用具を使用して問題を解くこと。
- ・試験開始の合図または試験監督者の試験開始の指示の前に問題冊子を開き、解答を始めること。
- ・試験終了の合図または試験監督者の試験終了の指示の後に、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- ・試験時間中に、答えを教える等、他の受験生を利するような行為をすること。
- ・試験時間中に、携帯電話や携帯音楽プレーヤー・ウェアラブル端末（腕時計型等）等を身につけていること。
- ・試験時間中に、携帯電話、時計、携帯音楽プレーヤーを鳴動させること（着信音、アラーム音を鳴らしたり、振動させたりすることなど）。
- ・試験場において、他の受験生の迷惑となる行為をすること。
- ・試験場において、試験監督者の指示に従わないこと。
- ・志願者以外の者が、志願者本人になりすまして試験を受けること。
- ・その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

⑬法学既修者コースの一般選抜（6科目）の志願者は、試験当日、1時限と2時限の間の休憩時間（12：40～13：40）にはキャンパスの外に出ることができます（休憩時間にも、必ず受験票を携帯してください）。法学既修者コースの一般選抜（6科目）の志願者以外のものは、1時限の試験終了後、解散となります。

#### 6. 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項

試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患し治癒していない者は、他の受験生や試験監督者等への感染のおそれがありますので、受験をご遠慮願います。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。なお、上記により受験をご遠慮いただいた場合でも、原則として、追試験などの措置、入学検定料の返還は行いません。

#### 7. その他の注意事項

不測の事態により、所定の日程どおりに試験や合格発表等を実施することが困難であると本学が判断した場合、延期等の対応措置をとることがあります。ただし、この対応措置に伴う受験生の個人的損害について、原則として、本学は責任を負いません。不測の事態への対応や追加の連絡の必要が生じた場合には、本研究科ウェブサイトでご案内しますので必ず確認してください。

慶應義塾大学大学院法務研究科ウェブサイト <https://www.ls.keio.ac.jp/>

## 4-4. 既修者認定

法学既修者コースの入学者選考に合格した者は、既修者認定を受けることにより、法学未修者コース1年次に開設される法律基本科目の履修が免除され、2年次から履修を始めることができます。

- ① 一般選抜入試（6科目）に合格した者については、同入試への合格をもって、筆記試験を受けた全科目につき、既修者として認定します。
- ② 特別選抜入試（開放型）に合格した者に対する既修者認定は、次のように行います。まず、筆記試験を受けた憲法、民法および刑法の各科目については、本特別選抜入試への合格をもって、既修者として認定します。商法、民事訴訟法および刑事訴訟法の各科目については、3年次終了の段階で筆記試験を実施し、その結果により既修者認定を行います。一定の水準に達しなかった科目については、既修者として認定されず、入学後、対応する法科大学院1年次科目をすべて履修するものとします。既修者認定のための上記筆記試験については、合格者に対し、後日詳細を連絡します。

## 5. 合格発表

### 5-1. 合格発表

合格発表は、オンライン合格発表にて行います。

結果についてのお問い合わせには一切応じません。

### 5-2. 補欠者について

合格発表と同時に補欠者も発表します。補欠者は入学を許可されるとは限りません。合格者の入学手続状況により、順次入学を許可します。入学を許可する場合には、ウェブ出願時に登録したメールアドレスに通知します。入学許可の打ち切りについては、個別の通知はせず、本研究科ウェブサイトでお知らせします。入学許可状況に関する個別のお問い合わせには一切応じません。

## 6. 入学手続

### 6-1. 第1次入学手続

詳細は、オンライン合格発表にて合格者のみに案内します。

### 6-2. 第2次入学手続

詳細は、入学手続ログインにて第1次入学手続者に案内します。

### 6-3. 法学未修者コース・法学既修者コースの双方の入試に合格した場合および法学既修者コース入試の複数の選抜に合格した場合の取扱い

#### ●両方のコースの入試・法学既修者コース入試の複数の選抜に合格した場合

合格者の入学手続期間は、いずれのコース、選抜についても同じ日程です。第1次入学手続の際にいずれのコース、選抜の合格者として手続をするかを決めて手続をしてください。

法学既修者コース特別選抜入試（5年一貫型）の第1次入学手続を行った者が、法学未修者コースまたは別の法学既修者コースの選抜入試に合格した場合において、特別選抜入試（5年一貫型）以外のコース・選抜について入学手続を行うことを希望するときは、学費を振り替えることが可能です。

#### ●一方のコースの入試・法学既修者コース入試のいずれかの選抜に合格し、もう一方のコースの入試・法学既修者コース入試のいずれかの選抜につき補欠とされた場合

合格したコース・選抜の合格者として手続を行ってれば、補欠とされた後に合格したコース・選抜について手続を行う場合、学費を振り替えることが可能です。

## 6-4. 入学辞退・在籍料などの返還

納入された費用は原則として返還しません。ただし、第2次入学手続完了後、決められた日時までに所定の方法により入学辞退の手続を完了した場合に限り、入学に必要な費用のうち入学金を除くすべての入学に関する費用を返還します。なお、提出された書類に事実と異なる記載があった場合や不正に取得した証明書が提出されたこと等が確認された場合には、入学許可が取り消されることがあります。その場合、それまでに納入された費用については一切返還しません。

## 7. 入学に必要な費用・奨学制度など

### 7-1. 入学に必要な費用

2024年度の学費およびその他の費用は未定ですが、2023年度は以下のとおりです。

第1次入学手続		入学金	100,000 円
第2次入学手続	学 費	在籍料	300,000 円
		授業料	1,120,000 円
		施設設備費	190,000 円
		その他の費用	12,240 円
合 計			1,722,240 円
(分納の場合：春学期分)			911,990 円
(分納の場合：秋学期分)			810,250 円

<備考>

1. 入学金および学生健康保険互助組合加入費は、初年度のみ入学手続時に一括して徴収します。
2. 備考1を除く学費およびその他の費用は、春学期・秋学期に分けて納入することができます。ただし、臨床法学保険料は、春学期に一括して徴収します。
3. 納入した費用は、原則として返還しません。ただし、入学金以外の「学費」および「その他の費用」については入学手続後に返還する場合があります（「6-4. 入学辞退・在籍料などの返還」参照）。
4. 在学中、在籍料・授業料・施設設備費について変更があった場合には、変更された後の金額を納入していただくことになります。次年度学費改定額については、毎年11月にご案内する予定です。なお、学費以外の義塾が委託されて徴収するもの（学生健康保険互助組合費、慶應法学購読料等）についても、在学中年度により必要に応じて改定されることがあります。
5. 本大学学部卒業生および大学院修了者が本研究科に入学する場合であっても、入学金は免除されません。

<スライド制の適用について>

本学は学費のうち在籍料、授業料および施設設備費については、在学中学期に定めるスライド制を適用し毎年定められた額を納入することになりますので、あらかじめご承知おきください。なお、適用するアップ率は、スライド率（前年度人事院勧告による国家公務員給与のアップ率等）を基準といたします。

### 7-2. 寄付金・学校債について

慶應義塾教育振興資金（寄付金）・慶應義塾債（学校債）について

慶應義塾教育振興資金 年額 一〇三万円 （二〇以上のご協力をお願いいたします。）

慶應義塾債 一口10万円 (三口以上のご協力をお願いいたします。)

大学院修了時または慶應義塾を離籍されるときに償還いたします。

いずれも任意ではありますが、教育充実のために多くの方々にご協力をいただいています。詳細につきましては、入学後に募集のご案内をお送りいたします。

### 7-3. 奨学制度

勉学の意欲を持ちながらも、経済的に修学が困難で、かつ成績・人物ともに優秀な学生に対し、本大学には以下のような奨学制度があります。

#### (1) 法務研究科(法科大学院)奨学給付制度 [給付]

入学試験成績優秀者に対して、授業料を全額免除します。2年次以降も、前年次の成績により継続されます。

#### (2) 「日本学生支援機構奨学金」 [貸与]

国による貸与奨学金で第一種(無利子貸与)と第二種(有利子貸与)があります。また、第一種奨学金の貸与を受けた学生が、在学中に特に優れた業績をあげた者と日本学生支援機構に認定された場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度があります。

専門職学位課程入学予定者を対象とした「特に優れた業績による第一種奨学金返還免除」内定制度もあります。

(<https://www.students.keio.ac.jp/com/scholarships/mmenjo.html>)

※詳細については、日本学生支援機構ウェブサイトをご覧ください。<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

#### (3) 「慶應義塾大学独自の奨学金」 [給付]

「指定寄付奨学金」(卒業生の団体である三田会、篤志家などからの寄付による給付奨学金)、「修学支援奨学金」等があります。例：三田法曹会奨学基金年額500,000円、地域三田会奨学金年額100,000円。

#### (4) 「民間団体・地方公共団体奨学金」 [給付・貸与]

社団法人・財団法人、企業、地方公共団体などによる奨学金で給付と貸与があります。

上記(2)～(4)募集はいずれも4月以降になります。

上記以外に「慶應義塾大学教育ローン制度」が設置されています。

学生または保護者などが、提携先金融機関から学費を借り入れる学費ローンです。融資条件は金融機関により異なり、また、申請は大学を通さず直接金融機関で行っていただきます。

※奨学制度の詳細については、本学ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.keio.ac.jp/ja/student-life/scholarships.html>

※外国人留学生を対象とした奨学金は、本学国際センターのウェブサイト以案内をしています。

[https://www.ic.keio.ac.jp/intl\\_student/scholarship/intl\\_student.html](https://www.ic.keio.ac.jp/intl_student/scholarship/intl_student.html) (日本語)

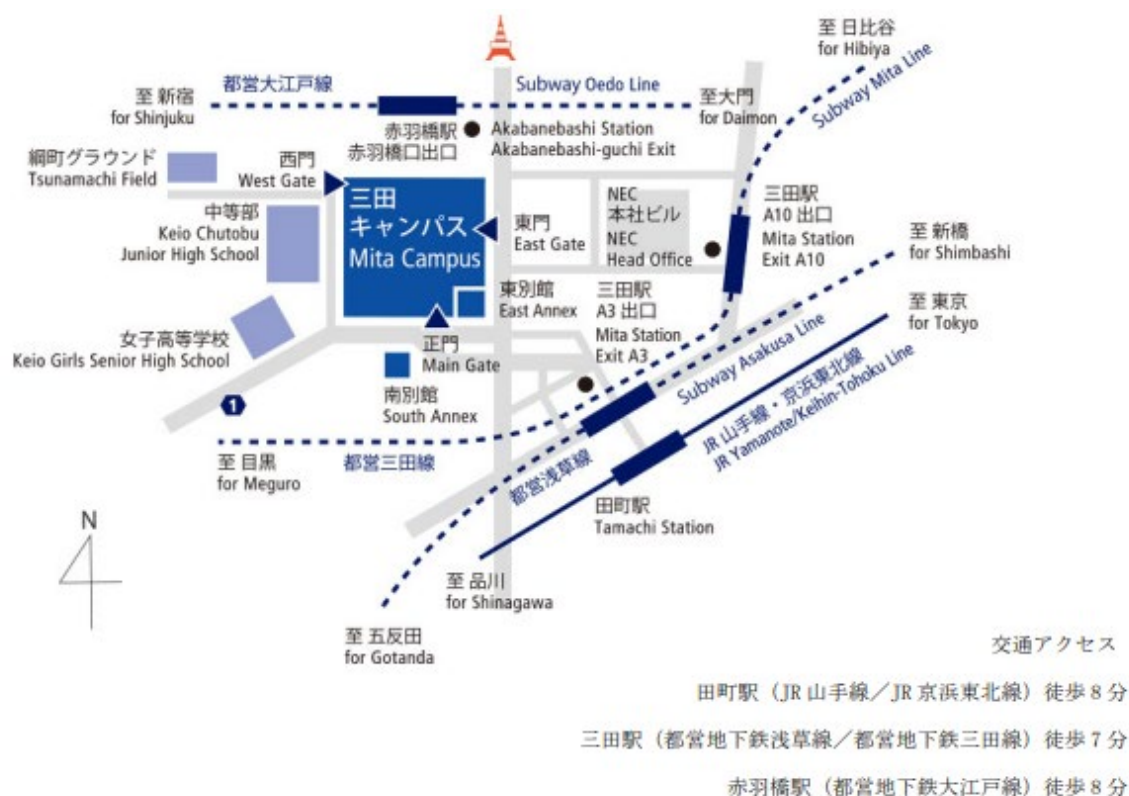
<https://www.ic.keio.ac.jp/en/life/scholarship/> (English)

<奨学制度問い合わせ先>

(1) 学生部法務研究科担当

(2)～(4) 学生部福利厚生担当

## 三田キャンパス案内図



慶應義塾大学 学生部 法科大学院入試係

〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 TEL (03) 5427-1609 (直通)

※月曜日～金曜日 8:45～16:45 (祝・祭日を除く)

※三田キャンパス夏期休業のため 2023 年 8 月 9 日～8 月 16 日まで閉室します。

URL : <https://www.ls.keio.ac.jp/> 最新情報はウェブサイトでお知らせします

E-mail : [ls\\_admissions@info.keio.ac.jp](mailto:ls_admissions@info.keio.ac.jp)

### <試験実施当日のみ設置>

TEL (03) 5427-1777 (三田キャンパス 試験本部直通)